

◆ 平成30年度からの昭島市国民健康保険特別会計(案)

平成29年度まで

歳入

1	国民健康保険税	金
2	一部負担金	金
3	国庫支出金	金
4	療養給付費等交付金	金
5	都支出金	金
6	前期高齢者交付金	金
7	共同事業交付金	金
8	財産収入	金
9	繰入金	金
10	繰越金	金
11	諸収入	金

歳出

1	総務費	費
2	保険給付費	費
3	介護保険納付金	金
4	老人保健拠出金	金
5	共同事業拠出金	金
6	後期高齢者支援金等	金
7	前期高齢者納付金等	金
8	保健事業費	費
9	基金積立金	金
10	公債費	費
11	諸支出金	金
12	予備費	費



平成30年度から

歳入

1	国民健康保険税	金
2	一部負担金	金
3	国庫支出金	金
4	都支出金	金
5	財産収入	金
6	繰入金	金
7	繰越金	金
8	諸収入	金

※交付金

歳出

1	総務費	費
2	保険給付費	費
3	国民健康保険事業納付金	金
4	共同事業拠出金	金
5	保健事業費	費
6	基金積立金	金
7	公債費	費
8	諸支出金	金
9	予備費	費

※納付金

【平成30年度から】

東京都が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに運営

